

特定工場等で発生する振動の規制基準

ここでいう「特定工場等」とは、振動規制法に基づく特定施設を有する工場・事業場をいい、特定工場等において発生する全ての振動に対して、次表の区域の区分ごとに同表の時間の区分に掲げる基準が適用される。

時間の区分 区域の区分	昼 間 〔 午前 8 時から 午後 7 時まで 〕	夜 間 〔 午後 1 0 時から 翌日の午前 6 時まで 〕
第 1 種区域	5 0 デシベル以下	4 0 デシベル以下
第 2 種区域	6 0 デシベル以下	4 5 デシベル以下

備考 1 区域の区分は、騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定（平成 1 7 年 3 月 1 5 日鹿児島県告示第 3 4 7 及び 3 4 8 号）に定める区域の区分による。

2 デシベルとは、計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）別表第 2 に定める音圧レベルの計量単位をいう。

3 騒音の測定は、計量法第 7 1 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数舗装回路を A 特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。

4 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格 Z 8 7 3 1 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は次のとおりとする。

（1）騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

（2）騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

（3）騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 9 0 パーセントレンジの上端の数値とする。

（4）騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 9 0 パーセントレンジの上端の数値とする。

5 騒音の測定点は、特定工場等の敷地の境界線上とする。